役員及び事務局職員の災害補償規程

（目的）

第１条　公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款施行規則第31条の規則に基づき、本会の役員（理事、監事、顧問、相談役）及び事務局職員（正規の契約職員を含む）が、会務を遂行するために傷害を被った場合、加入している損害保険により賠償するため、次のとおり定める。

（保険金の支払い）

第２条　賠償に係る保険金の支払いについては、傷害等の程度にかかわらず、加入している保険の約款に従うものとする。また、賠償限度額は支払い保険金を限度額とする。

（補償内容）

第３条　補償内容は、次のとおりとする。

(1) 保険種類……普通傷害保険

(2) 保険期間……1年間

(3) 補償内容……死亡・後遺障害　　10,000千円

入院日額　　5,000円

通院日額　　なし

(4) 保険特約　管理下中

(5) 対象役職員　理事・監事・事務局職員

（補則）

第４条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1．この規程は、平成25年4月1日より施行する。